

くらしの
Be careful!
シグナル

島田市消費生活センター

市民安心課 市民相談係 ☎ 36-7153

送りつけ商法による被害急増中

はつきり断り、周囲も気付いてあげましょう

「送りつけ商法」については本紙1月号で紹介しましたが、その後も相談や情報提供が増え続けており、7月までの受付件数も57件に上っています。実際にセンターで受けた相談から、典型的な事例を紹介します。業者の手口とその対策を理解して、被害を未然に防ぎましょう。

送りつけ商法の強引な手口

送り主に心当たりがないなど、不審な品物が届いたときは、受取主人に注文の確認が取れるまで受け取りを保留し、安易に引換代金を払わないようにしましょう。

一方的に商品を送りつけられた場合、代金の支払義務はなく、受け取る必要もありません。注文していない物や必要のない物は、受け取りを拒否しましょう。その際、相手の会社名や連絡先などを控えておくといでしょう。

【事例①】

健康食品の販売業者から「通常価格より安くするから」と購入を勧められた。「興味が無い」と言っただけなのに、後日商品が送られてきた。

【事例②】

「以前に注文を受けた健康食品を送る」という電話が掛かってきた。「受注生産なので、6カ月分数十万円をまとめて支払え」と言われたので、注文していない

と断ったが、「録音がある。裁判に出す」「キャンセルするならば分払ってもらおう」などと、強引な口調で脅された。支払えないと答えると「代金引換で送るので1カ月分を支払えばキャンセル料は払わなくてよい」と言われ、仕方なく1カ月分の送付を了承してしまった。

●こんなときは、はつきり断る

「要りません」：電話がかかってきたら、購入をはつきり断る
「受け取りません」：送りつけられた商品は受取拒否

いりません
受け取りません



事例のように「電話できちんと断っても送ってくる」「受取拒否しても再度送付する」など、悪質な業者がいます。暴言を受けて身の危険を感じるようなことがあれば、迷わず警察へ連絡しましょう。また、仕方なく受け取ってしまった、返品可能な場合もあります。困った時は、とにかく消費生活センターへ相談してください。

家族や地域で見守りましょう

最近、高齢者世帯や日中独居世帯、過去に被害を受けた人などの情報が

悪質業者の間に出回り、継続して狙われるケースが目立っています。悪質業者は、突然の電話や訪問により「お金」「健康」「話し相手」「住まい」など、高齢者の悩みや不安につけこんで、言葉巧みに契約を迫ってきます。被害に遭った人の中には、騙されたことに気付かなかつたり、家族など周囲に内緒にしたりする人も多く、発覚が遅れることがあります。

これを避けるためにも、日頃から家族や隣近所、ヘルパーの人などの生活の中での「声掛け」と「気付き」が大切になっています。

●こんな声を掛けてみる

「最近どう?」：離れて暮らす親族と、週1回は連絡を取る
「変わりはない?」：お金に困っている様子はないか、また、健康食品や布団など、家の中に増えたものはないかを確認
「何があったの?」：困っている様子を察したら、話を聞いてあげる

みんなで
見守ろう



早めの連絡・相談が、被害の防止につながります。様子の変化に気が付いたときは、消費生活センターへお知らせください。

生活用品活用バンク

とき／毎週火曜日・木曜日午前9時～午後4時(祝日・プラザおおるり休館日を除く)
ところ／市民相談係(プラザおおるり1階)

登録方法／電話または直接、市民相談係まで(品物の色、形式などの聞き取り有り)

①譲ります

▽タンス(押入れ・洋服・整理)、パソコン用机、食器棚、布団乾燥機、生ゴミ処理機、ホットプレート、ベビー用品、制服、ギター、大正琴、健康器具、子ども用傘、旅行かばん、蛍光灯ランプ、ペット用ゲージ、米びつ、一輪車、キックボード、シニアカー

②譲ってください

▽姿見、スチール製戸棚、事務用イス、長机、二段ベッド、窓用エアコン、電話機、制服、鉄棒、琴、ピアノ、剣道具、電球形蛍光灯、パイプハンガー、自転車、補助イス、キックボード
※7月26日現在の状況です。詳しくは、市ホームページの一覧表をご覧ください。

注意点

- 譲りたい物は、自宅で保管
- 値付け可(上限5000円)
- 譲って欲しい人が運搬。

◎市民安心課 市民相談係

☎ 36・7153